

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																				
<p>1 概要 平成22年度から平成25年度まで、府立高等学校・支援学校の授業料は全面無償化されていたが（平成26年度から一部有償化）、平成21年度までに発生した授業料の滞納額（平成21年度末533百万円）については、債権回収等の取組を進めていく必要がある。歳入である授業料の徴収については校長の専決事項であり（大阪府立高等学校等処務規程第3条）、調定事務は施設財務課が実施している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【大阪府立高等学校等処務規程】 (校長の専決事項) 第3条 校長の専決事項は、大阪府教育委員会規則又は他の規程で定めるもののほか、歳入の徴収に関することとする。</p> </div> <p>2 滞納授業料の状況（平成22～25年度） 年度末高校授業料滞納額の推移</p> <table border="1" data-bbox="287 919 1205 1121"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年度中減少額（円）</th> <th>年度末滞納額（円）</th> <th>残債率(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度</td> <td>196, 118, 983</td> <td>336, 526, 843</td> <td>63. 2%</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>77, 691, 736</td> <td>258, 835, 107</td> <td>48. 6%</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>49, 941, 034</td> <td>208, 894, 073</td> <td>39. 2%</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>49, 134, 422</td> <td>159, 759, 651</td> <td>30. 0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成21年度末滞納授業額に対する年度末滞納額の割合</p> <p>3 債権管理の取組</p> <p>(1) 債権管理自己検査チェックリスト 催告、電話連絡及び訪問といった債権回収の取組を行っている各校は、年2回債権管理自己検査を実施しており、チェックリスト等を施設財務課へ提出している。</p> <p>(2) 査察 教育委員会事務局は、職員の服務及び事務処理の状況並びに施設・設備の維持・管理、防災及び学校徴収金等の処理状況等について実地に調査し、事務能率の向上等を目的として、毎年、概ね全体の1/3の学校を対象に査察を実施している。なお、平成25年度査察実施分から、不備事項に対する措置報告を各校から提出させている。 平成25年度査察実績 81回（計画実施78校、特別実施3校）</p> <p>(3) 巡回訪問 施設財務課は、多額の滞納額があり、回収が進まない学校を対象に、平成22年度から巡回訪問を実施している。 平成25年度巡回訪問実績 9校</p>	年度	年度中減少額（円）	年度末滞納額（円）	残債率(注)	22年度	196, 118, 983	336, 526, 843	63. 2%	23年度	77, 691, 736	258, 835, 107	48. 6%	24年度	49, 941, 034	208, 894, 073	39. 2%	25年度	49, 134, 422	159, 759, 651	30. 0%	<p>1 債権管理自己検査チェックリスト等は全庁共通の様式であり、自ら問題点を把握し改善を行うために「債権管理等の点検・更新」「債務者の状況確認」等の取組にチェックを入れるものであるため、各校から提出された同リスト等を施設財務課が確認しただけでは、具体的な債権管理の取組内容までを十分把握できず、指導等では特に活用されていない。</p> <p>2 多額の滞納額があり、回収が進まない学校に対し実施している巡回訪問については、当日、校長等に直接指導し、その後は、授業料システムにおける滞納授業料のデータの動きにより把握することとしているため、指導を踏まえた学校の具体的な取組内容については把握していない。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 各校による債権管理自己検査チェックリスト等の提出に止まらず、催告、電話連絡及び訪問の実施回数や対象者数を調査するなど、具体的な債権管理の取組内容を把握したうえで、リスクの高い学校に対する効果的な指導等が行える手法を検討されたい。 また、巡回訪問の際に不備事項や改善すべき事項があり、学校に対して指導した場合は、措置報告を求めるなどにより事後の取組を十分把握することによって、確かな是正・改善につなげられたい。</p>
年度	年度中減少額（円）	年度末滞納額（円）	残債率(注)																			
22年度	196, 118, 983	336, 526, 843	63. 2%																			
23年度	77, 691, 736	258, 835, 107	48. 6%																			
24年度	49, 941, 034	208, 894, 073	39. 2%																			
25年度	49, 134, 422	159, 759, 651	30. 0%																			

<p>(4) 法的措置 滞納授業料等の額が概ね年額授業料相当額以上にあるもので、各学校において、度重なる納入指導を行ったにもかかわらず納付しない者については、各校からの依頼を受け、施設財務課が法的措置を実施している。 (簡易裁判所への支払督促申立て 平成20～25 年度合計 281件 66,425千円)</p> <p>(5) 「確認書」の徴取 平成26年度から一部生徒について授業料の徴収が始まることを受け、平成26年度新入生から、授業料、学校徴収金など債務について、保護者等の連帯責任を明らかにするため、「保護者/連帯保証人」に対して、生徒の債務について連帯して保証する旨の「確認書」の提出を求めている。</p>		
措 置 の 内 容		
<p>平成26年11月末以降の債権管理自己検査報告書提出の際には、滞納授業料等がある学校については、自己検査期間中に行った催告、電話連絡及び家庭訪問の具体的な実施回数等の報告等を求めるとともに、債権管理簿又は滞納調書等の指導経過を記録した写しも添付させることとした。</p> <p>また、これら報告調書の内容を点検し、リスクの高い学校については、平成27年度以後の査察対象校に加えるなど巡回訪問を含めた個別指導を行うこととした。なお、巡回訪問により学校に対して指導を行った場合は、以後の措置報告を求めるなど適正な債権管理につなげることとした。</p>		